

○体育館の取り扱いについて

前回審議会の意見を踏まえ、体育館の継続性が維持される庁舎整備の考え方を整理する。

(1) 短大敷地の配置条件

審議会の議論を踏まえた短大敷地の庁舎配置条件は以下のとおり。

- ①敷地内で体育館機能を継続させる（工事期間中も含む）
- ②グラウンドは現状利用が維持できるように極力残す



以上①及び②の条件を満たすためには、短大敷地内の現体育館が存する北側の位置では、工事期間中に体育館機能を維持できないので、体育館の建替えはできないこととなる。このため、南側に体育館を配置するケースと体育館を存置するケースを検討する。

(2) 考えられる配置のパターン

上記の(1)を踏まえ、考えられる配置パターンとして、体育館を建替えるパターンと既存体育館を継続利用するケースがある。また、体育館を建替えるパターンとしては、「庁舎と合築する。」と「体育館を庁舎と別棟にする。」が考えられる。

これらの配置パターンを次に整理する。

案の概要	体育館を建替える		体育館を存置するケース
	庁舎と体育館を合築するケース	庁舎と体育館を別棟で建替えるとするケース	
配置バリエーション			
摘要	体育館の整備費、整備期間が追加される	体育館の整備費、整備期間が追加されることに加え、体育館を先行して整備することになるため、事業期間が長くなる	



これら3つのパターンから「体育館を存置するケース」と体育館を建替える場合においては事業期間が短い「庁舎と体育館を合築するケース」を選択し、モデルプランとして比較検討する。